

# 固定資産税 課税標準特例（先端設備等）適用申告書

令和 年 月 日

安 城 市 長

住所又は所在地

氏名又は名称

(※)

※法人の場合には、記名押印ください。法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

地方税法附則第64条の規定による固定資産税の課税標準の特例の適用を受ける家屋及び償却資産は下記のとおりです。また、特例の適用に必要な要件の状況等は裏面のとおりです。

## 1 特例の適用を受ける資産

区分	項番	資産の種類	特例対象資産の名称等	型式、その他仕様等	取得年月	取得価額(円)	設置場所
償却資産	1						安城市
							安城市
							安城市
							安城市
	2	「先端設備等導入計画認定申請書」記載の先端設備等の名称及び取得価額と、償却資産申告書の資産の名称及び取得価額が一致していない場合、その理由(例:見積価格と実際の購入価格との差額によるもの)を下欄にご記入ください。					
		(理由)					
家屋	3	家屋番号	建築年月	取得価額(円)	種類・構造	床面積(うち事業割合)	所在地
						m <sup>2</sup> ( %)	安城市
						m <sup>2</sup> ( %)	安城市

認定を受けた先端設備等導入計画に記載された先端設備等のうち、固定資産税課税標準特例の適用を受ける設備をご記載ください。

資産をすべて書ききれない場合は、申告書の様式に準じて別紙に記載し、ご提出ください。

※特例の適用を受けるためには要件があります。要件の具体的内容は、安城市ホームページや中小企業庁のホームページから確認してください。

<裏面へ続く>

2 特例の適用に必要なとする要件の状況等

区分	項番	要件内容	記載欄																																										
	4	所有権移転外リース等に伴い資産を所有するリース会社が中小企業者等に代わって特例の適用を申告する場合、右欄に資産のリースを受ける先端設備等導入計画の申請者名をご記入ください。	先端設備等導入計画の申請者名																																										
	5	先端設備等導入計画の申請者が会社及び資本又は出資を有する法人の場合、右欄に賦課期日(本年1月1日現在)におけるの資本金又は出資の総額をご記入ください ※特例の適用を受ける要件は、資本金又は出資の総額が1億円以下となります。	資本金又出資の総額 円																																										
	6	先端設備等導入計画の申請者が会社及び資本又は出資を有しない法人や個人の場合、右欄に賦課期日(本年1月1日現在)における従業員数をご記入ください ※特例の適用を受ける要件は、従業員数が1,000人以下となります。	従業員数 人																																										
	7	先端設備等導入計画の申請者が賦課期日において(本年1月1日現在)「みなし大企業※1」に該当しない場合、「いいえ」に○をつけてください。該当する場合は、「はい」に○をつけてください。 ※1「みなし大企業」とは ○同一の大規模法人(資本金1億円を超える法人)に発行済株式又は出資の総数または総額の2分の1以上を所有されている法人 ○または、2以上の大規模法人(資本金1億円を超える法人)に発行済株式又は出資の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人 ※特例の適用を受ける要件は、みなし大企業に該当しないこととなります。	はい ・ いいえ																																										
	償却資産	8	下記の表に該当しますか。該当する場合、「はい」に○、該当しない場合、「いいえ」に○をつけてください。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資産の種類</th> <th colspan="2">耐用年数省令別表第2</th> <th colspan="3">耐用年数省令別表第1</th> </tr> <tr> <th>機械及び装置</th> <th>工具(測定工具及び検査工具)</th> <th>器具及び備品</th> <th>建物附属設備(償却資産)</th> <th>構築物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額 1台1基あたり</td> <td>160万円以上</td> <td>30万円以上</td> <td>30万円以上</td> <td>60万円以上</td> <td>120万円以上</td> </tr> <tr> <td>販売開始時期</td> <td>10年以内</td> <td>5年以内</td> <td>6年以内</td> <td>14年以内</td> <td>14年以内</td> </tr> <tr> <td>生産性向上指標</td> <td colspan="5">年平均1%以上向上(工業会等による先端設備等に係る生産性向上要件証明書で確認)</td> </tr> <tr> <td>取得年月日</td> <td colspan="5">平成30年6月6日～令和5年3月31日 ただし、先端設備等導入計画の認定後取得したものに限り(構築物については、令和2年4月30日～令和5年3月31日)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="5">中古資産ではないもの。生産、販売活動等に直接使用するもの。</td> </tr> </tbody> </table>	資産の種類	耐用年数省令別表第2		耐用年数省令別表第1			機械及び装置	工具(測定工具及び検査工具)	器具及び備品	建物附属設備(償却資産)	構築物	取得価額 1台1基あたり	160万円以上	30万円以上	30万円以上	60万円以上	120万円以上	販売開始時期	10年以内	5年以内	6年以内	14年以内	14年以内	生産性向上指標	年平均1%以上向上(工業会等による先端設備等に係る生産性向上要件証明書で確認)					取得年月日	平成30年6月6日～令和5年3月31日 ただし、先端設備等導入計画の認定後取得したものに限り(構築物については、令和2年4月30日～令和5年3月31日)					その他	中古資産ではないもの。生産、販売活動等に直接使用するもの。					はい ・ いいえ
		資産の種類	耐用年数省令別表第2		耐用年数省令別表第1																																								
			機械及び装置	工具(測定工具及び検査工具)	器具及び備品	建物附属設備(償却資産)	構築物																																						
取得価額 1台1基あたり		160万円以上	30万円以上	30万円以上	60万円以上	120万円以上																																							
販売開始時期		10年以内	5年以内	6年以内	14年以内	14年以内																																							
生産性向上指標		年平均1%以上向上(工業会等による先端設備等に係る生産性向上要件証明書で確認)																																											
取得年月日	平成30年6月6日～令和5年3月31日 ただし、先端設備等導入計画の認定後取得したものに限り(構築物については、令和2年4月30日～令和5年3月31日)																																												
その他	中古資産ではないもの。生産、販売活動等に直接使用するもの。																																												
家屋	9	事業用家屋 取得年月日(建築年月日)が、令和2年4月30日～令和5年3月31日ですか。(ただし、先端設備等導入計画の認定後に取得した新築の家屋に限る。)	はい ・ いいえ																																										
		事業用家屋 家屋取得価額が120万円以上及び家屋の内外に設置する先端設備等(機械及び装置等)の取得価額の合計が300万円以上ですか。	はい ・ いいえ																																										

※リース会社が特例の適用を申告する場合、項番2及び項番5から項番7までの事項については、申告者であるリース会社が先端設備等導入計画の申請者にその内容を確認できない場合は記載を省略できます。

添付書類(以下の書類を添付してください。)

- 1 先端設備等導入計画に係る認定申請書及び先端設備等導入計画認定書(写)
- 2 工業会等による先端設備等の生産性向上に係る要件を満たすことの証明書(写)
- 3 事業用家屋を申告する場合は、家屋の見取り図及び先端設備の納入契約書(写)

(所有権移転外リース等に伴い資産を所有するリース会社が中小企業者等に代わって特例の適用を申告する場合)

- 4 リース契約書(写)
- 5 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書(写)

※申告の内容により、対象資産の購入契約書(写)等の確認書類を別に求める場合があります。